

令和2年5月18日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和2年第5回）議事録

1. 開催日時 令和2年5月18日（月曜日）午前9時30分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（21名）

2番 熊谷正博	14番 小野真一
3番 遠藤幸男	15番 小松幸夫
4番 眞坂平通	16番 大場弥吉
5番 富樫公一	17番 佐藤喜勝
6番 石井勲	18番 岡部五一郎
7番 庄司和夫	19番 古関幸子
8番 佐藤崇	20番 佐々木純一
9番 畑山留美子	21番 齋藤誠
10番 佐々木亨	22番 佐々木知榮
11番 佐藤俊和	24番 佐藤系悦
13番 佐藤秀孝	

4. 欠席した委員（2名）

12番 大瀧浪雄
23番 佐藤和子

5. 議事日程第1号 令和2年5月18日 午前9時30分

第1. 議事録署名委員指名

第2. 会議書記任命

第3. 会期決定

第4. 会務報告

第5. 議案第45号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件

第6. 議案第46号 農地法第3条の規定による所有権移転の件

第7. 議案第47号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第8. 議案第48号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権移転の件

第9. 議案第49号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件

第10. 議案第50号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)の作成の件

第11. 議案第51号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	高橋孝紀	次長	豊嶋昌則
農地班長	小松和則	農政班長	二見真之
主査	釜台勇樹	主任	佐々木智慧
主事(矢島庶務班)	村上崇敬	主任(岩城庶務班)	佐賀歩
技師(由利庶務班)	豊島達也	主事(大内庶務班)	池田卓也
主事(東由利庶務班)	遠藤大騎	主事(西目庶務班)	高橋菜摘
主任(鳥海庶務班)	櫻井浩規		

8. 総会議長
佐藤系悦

9. 議事録署名委員
2番 熊谷正博
3番 遠藤幸男

10. 会議の概要

○議長

これより、令和2年5月8日公示招集されました、令和2年第5回総会を開会いたします。ただいまの出席委員は、委員総数23名中21名であります。12番大瀧浪雄委員、23番佐藤和子委員より欠席の届出があります。

出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の提出案件は、議案第45号から議案第51号までの計7件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第12条の規定に基づき、議事録署名委員に、2番熊谷正博委員、3番遠藤幸男委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りとして、これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りとして決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

【事務局長による会務報告】

○議長

日程第5、議案第45号「農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(地域ごとに、議案書に基づき取扱件数を述べ報告し、申請事由は、農業者年金受給に伴う経営移譲の再設定または経営移譲である旨述べ説明する)

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明した案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしくお願ひいたします。

○議長

議案第45号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第45号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第45号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第46号「農地法第3条の規定による所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(地域ごとに、議案書に基づき取扱件数を述べ報告し、申請事由は、贈与または譲受人の要望である旨述べ、贈与税の税制上の取り扱いについては説明済みであることを補足する。)

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明した案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしくお願ひいたします。

○議長

議案第46号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第46号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第46号は、申請のとおり、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第47号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権又は使用貸借権の新規又は

再設定、期間は1年又は3年又は4年又は5年又は10年である旨述べ説明する。)

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第47号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第47号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第47号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第48号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権移転の件」を議題とし、農業経営基盤強化促進法に基づく説明も含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、使用貸借権の移転、期間は1年又は2年又は4年又は5年又は10年である旨、また農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第48号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第48号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第48号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第49号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、農業公社を介する案件である旨説明する。)

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております。よろしくお願いたします。

○議長

議案第49号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第49号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第49号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第50号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）の作成の件」を議題とし、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明も含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、使用賃借権の新規、期間は5年である旨説明し、計画の内容については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第50号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第50号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第50号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第51号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、はじめに1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。）

○議長

1番の説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告を願

いたします。

調査員、20番・佐々木純一委員

○20番佐々木純一委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、申請面積が30aを超えないが、第1種・3種いずれの農地にも該当しない第2種農地のため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨説明する。)

○議長

2番の説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、17番・佐藤喜勝委員

○17番佐藤喜勝委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第51号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第51号1番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第51号1番は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第51号1番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

次に、議案第51号2番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第51号2番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第51号2番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午前10時8分閉会)

由利本荘市農業委員会会議規則第12条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 熊 谷 正 博

議事録署名委員 遠 藤 幸 男